

市清掃センター/岩手中部クリーンセンター
ごみの直接搬入自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症予防のため、ごみの直接搬入の自粛について、ご理解とご協力をお願いします。

*やむを得ず搬入する場合は、感染防止のため必ずマスクを着用するほか、危険防止のため手袋を着用してください

【問い合わせ】本館生活環境課(☎41-3544)

しみず斎園/市営斎場
利用する皆さんへお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、利用者の皆さんにマスクの着用をお願いしているほか、施設内での飲食を禁止するなどの利用制限を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】
○しみず斎園…北上地区広域行政組合(☎0197-68-2203)
○市営斎場…各総合支所市民生活係(大迫☎41-3126、石鳥谷☎41-3446、東和☎41-6516)



新型コロナウイルス感染症対策に係る本市の取り組みは、随時市ホームページに掲載していますのでご確認ください



DV被害・児童虐待の相談窓口をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために行われている外出の自粛や休業などの対応により、生活不安やストレスによるドメスティック・バイオレンス(DV)被害や児童虐待の深刻化が懸念されています。内閣府では、新たに24時間相談可能な窓口「DV相談+(プラス)」を設け支援を強化しています。暴力は、重大な人権侵害で、いかなる状況でも決して許されるものではありません。また、被害に遭った人が相談し、支援や保護を受けられることが必要です。

一人で悩まずに、下記窓口にご相談ください。

■DV相談窓口

- DV相談+(プラス)
 - ▷受付時間…24時間
 - ▷電話…0120-279-889(全国共通ダイヤル)
- DV相談ナビ
 - ▷電話…0570-0-55210(全国共通ダイヤル)
 - ※最寄りの相談窓口につながります。受付時間は、各機関によって異なります
- 県南広域振興局花巻保健福祉環境センター
 - ▷受付時間…午前9時～午後5時(土・日曜日、



社会保険労務士による
無料相談を行います

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い創設された雇用調整助成金の申請手続きなど、事業者の悩みなどに社会保険労務士が直接助言する相談会を実施します。

■対象 市内事業者

■期日

- 5月…15日(金)～30日(土)[水・日曜日を除く]、全12日
- 6月…1日(月)・2日(火)・4日(木)～6日(土)、8日(月)～12日(金)・15日(月)・16日(火)・18日(木)～20日(土)・22日(月)～26日(金)、全20日

※都合により変更となる場合があります

■時間 午前10時30分～午後4時30分

※1件当たりの相談時間は90分です

■会場 ビジネスインキュベータ(大通り1丁目3-5)

■相談料 無料

※ビジネスインキュベータ(☎24-6900)へ予約(月～金曜日、午前9時～午後4時)が必要です

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)



内閣府が作成したDV被害者への支援をPRするポスター

祝日を除く)

▷電話…22-4921

○市婦人相談窓口(新館地域福祉課)

▷受付時間…午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

▷電話…41-3575

■児童虐待通告・相談窓口

▷電話…189(全国共通ダイヤル)

※最寄りの相談窓口につながります

【問い合わせ】本館地域づくり課(☎41-3514)



売上げが50%減少した事業者が対象
持続化給付金が受けられます

【問い合わせ】
本館商工労政課(☎41-3534)

国では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に売上げの減少した事業者に対し、持続化給付金を支給しています。

電子申請により国に直接申請することとされていますが、記載事項の入力手続きなどに不安がある人について、花巻商工会議所(☎23-3381)は、市の支援により設置する相談窓口で申請に関する相談や支援を行います。

■受給対象者

- 次の要件を全て満たす市内事業者
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年のいずれかひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者
- 平成31年(令和元年)以前から事業収入(売上げ)があり、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ※資本金または出資金が10億円以上の法人もしくは資本金または出資金の定めがなく、常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人は対象外

飲食店などの個人事業主はもちろん、フリーランスや農家、医療法人、農業法人、NPO法人なども持続化給付金の申請対象となります

■給付上限額

- 個人事業者…100万円
- 法人事業者…200万円
- ※昨年1年間の売上げからの減少分が対象
- [給付額(個人事業者)の例]

平成31年(令和元年)の事業収入が216万円(月額18万円×12カ月)で令和2年4月の収入を上記受給対象者要件の「ひと月」の売上げとして、前年4月の売上げとの比較で減少額を計算することとした場合

●月別事業収入例

区分	1月	2月	3月	4月	…
平成31年(令和元年)	18万円	18万円	18万円	18万円	…
令和2年	19万円	16万円	15万円	9万円	…

●給付金の算定例

区分	内容
① 平成31年(令和元年)の年間事業収入	216万円(月額18万円×12カ月)
② 平成31年4月(ひと月)の事業収入	18万円
③ 令和2年4月(ひと月)の事業収入	9万円(前年同月比で50%以上の減少なので支給対象)
④ 給付金の算定(①-②×12)	平成31年(令和元年)の年間収入216万円-令和2年4月(ひと月)の売上げ9万円×12カ月=108万円(100万円超の場合、上限の100万円で打ち切り)
⑤ 給付額	100万円

■申請方法

経済産業省が開設している「持続化給付金の申請用ホームページ」から電子申請
※パソコンやスマートフォンをお持ちでない人や

操作(申請)方法がよく分からない人も担当者が申請をお手伝いします。お気軽に花巻商工会議所の相談窓口(左下参照)にご連絡ください

■必要書類

- ①個人の場合
 - ▶令和元年確定申告書…[青色申告の場合]第一表の控えおよび所得税青色申告決算書(表・裏)の控え[白色申告の場合]第一表の控え▶対象月の月間事業収入が分かるもの(売上台帳など)▶申請者本人名義の口座通帳の写し▶本人確認書類
- ②法人の場合
 - ▶対象月の属する事業年度の直前の事業年度

(原則令和元年度)の確定申告書…別表第一の控えおよび法人事業概況説明書(1・2ページ)控え▶対象月の月間事業収入が分かるもの(売上台帳など)▶法人名義の口座通帳の写し

*確定申告書の控えは、収受日付印の押印されているものが必要です

持続化給付金の申請サポートを
花巻商工会議所が実施します

- 期間 5月29日(金)まで
- 時間 午前9時～午後4時
- 場所 なはんプラザ(大通り1-2-21)
- 相談料 無料
- ※事前予約が必要です
- 問い合わせ・予約 花巻商工会議所(☎23-3381)

持続化給付金
申請用ホームページ



持続化給付金
申請方法動画



国の持続化給付金
コールセンター
0120-115-570

IP電話専用 03-6831-0613
午前8時30分～午後7時
5月・6月…毎日
7月～12月…土曜日を除く

*確定申告を行っていない人を対象とした税務に関する相談会を6月に実施する予定です。詳細が決まり次第お知らせしますので、必要書類が準備できない人などはご相談ください